

アレルギー表示の見直しについて

平成25年 5月30日
消費者庁食品表示課

1. 背景

アレルギー物質を含む食品の表示基準については、①食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。通称「表示基準府令」。）及び②食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。通称「乳等表示基準府令」。）等において定めているところ、これらの表示基準を適切に運用するため、概ね3年ごとに、我が国における食物アレルギーによる健康被害の実態調査等を行い、その結果に基づき、表示される特定原材料等の見直し等を行っているところ。

2. 対象品目と見直しの経緯

（1）現状のアレルギー表示の対象品目（特定原材料等）

義務表示（7品目）	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
推奨表示（18品目） （通知により表示を推奨）	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

（2）これまでの見直しの経緯

平成13年4月1日：アレルギー物質の表示を義務化（義務5品目、推奨19品目）
（平成13年3月15日公布、同年4月1日施行（14年3月31日まで経過措置））
平成16年度の見直し：推奨表示に「バナナ」を追加（義務5品目、推奨20品目）
平成20年度の見直し：推奨表示だった「えび」「かに」を義務表示に格上げ
（義務7品目、推奨18品目）

3. 特定原材料等の見直しについて

平成23年度から24年度にかけて実施していた実態調査が今般取りまとめられたことから、その結果を消費者委員会食品表示部会に報告するとともに、必要に応じて特定原材料等の見直し等を行うものである。

（資料1：説明資料）

〔資料〕

- 資料 1** アレルギー物質を含む食品の表示について
- 資料 2 - 1** 食品衛生法第19条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令
(平成23年内閣府令第45号)
- 資料 2 - 2** 食品衛生法第19条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主
要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令
(平成23年内閣府令第46号)
- 資料 2 - 3** 乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準
(平成13年厚生労働省告示第71号)
- 資料 2 - 4** 食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部
を改正する省令の施行について(平成13年3月15日食発第79号)
- 資料 2 - 5** アレルギー物質を含む食品に関する表示について
(平成13年3月21日食企発第2号・食監発第46号)
- 資料 2 - 6** アレルギー物質を含む食品の検査方法について
(平成22年9月10日消食表第286号)
- 資料 3 - 1** 食品の表示のあり方に関する検討報告書(平成11年3月5日)－抜粋－
- 資料 3 - 2** 遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に関する表示について
報告書(平成12年7月13日)－抜粋－
- 資料 4** 平成24年度食品表示に関する試験検査「即時型食物アレルギーによる健
康被害、及びアレルギー物質を含む食品に関する試験検査」－抜粋－